

奄美群島森林生態系保護地域の概要

九州森林管理局では、奄美大島、徳之島の貴重な森林生態系の保護や保全を行うために、平成20年10月、「奄美群島森林生態系保護地域設定委員会」を設置し、平成25年4月に奄美大島、徳之島にある国有林の約8割を森林生態系保護地域等に設定しました。

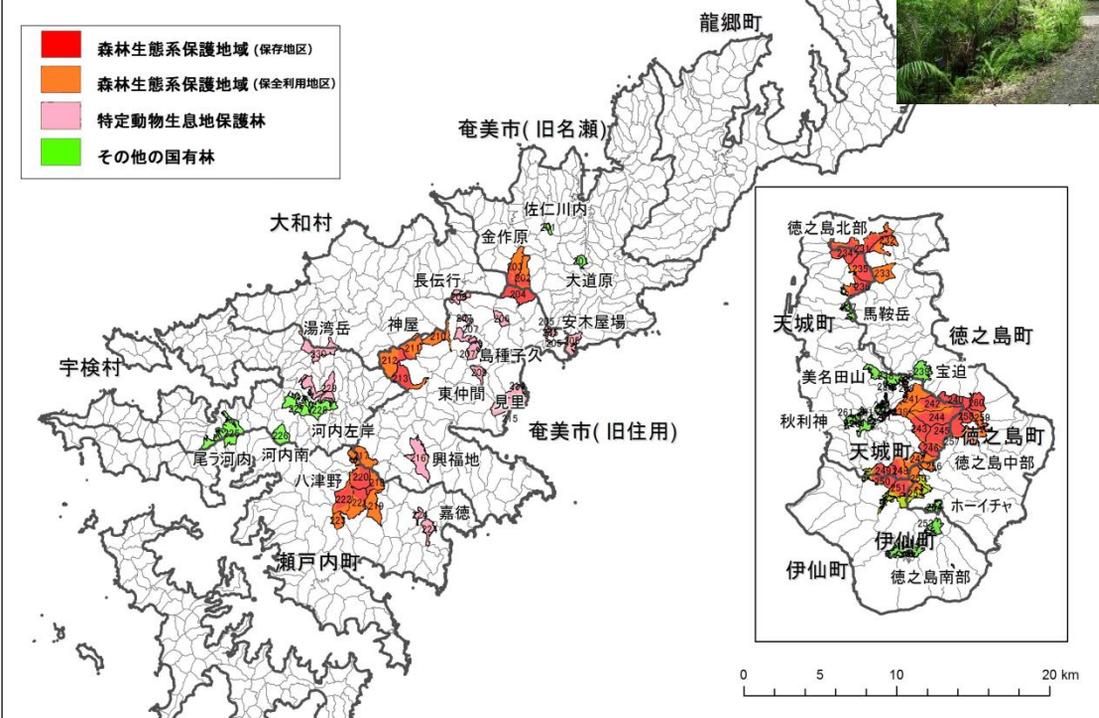
概要

奄美大島、徳之島の国有林(7,920ha)の約60%にあたる4,820haの国有林を森林生態系保護地域に設定しています。
 なお、奄美群島特定動物生息地保護林等1,339haを含めると6,154ha、約80%の国有林を保護林に設定しています。

内訳 保存地区(コアゾーン)2,253ha
 保全利用地区(バッファゾーン)2,567ha



奄美群島森林生態系保護地域等



○保存地区(コアゾーン)

- ・原則として人手を加えず、自然の推移に委ねる地区。
- ・既設に歩道等を利用し、必要に応じ利用の制限などを行います。

○保全利用地区(バッファゾーン)

- ・保存地区への影響を緩和する地区。
- ・教育的利用、森林レクリエーションとして保存地区に影響が及ばない範囲で利用することができます。